

2026年1月9日

各 位

会社名 太平洋工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 小川 哲史
(コード番号 7250 東証プライム・名証プレミア)
問合せ先 理事 経理部長 渡辺 智
(TEL 0584-93-0117)

会社名 株式会社CORE
代表者名 代表取締役 小川 哲史

**株式会社COREによる太平洋工業株式会社（証券コード：7250）の
株券等に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ**

株式会社COREは、本日、同社が2025年7月28日より開始した太平洋工業株式会社の株券等に対する公開買付けについて、買付条件等の変更を行うことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以上

本資料は、株式会社CORE（公開買付者）が、太平洋工業株式会社（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）

2026年1月9日付「太平洋工業株式会社（証券コード：7250）の株券等に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」

各 位

会社名 株式会社C O R E
代表者名 代表取締役 小川 哲史

太平洋工業株式会社（証券コード：7250）の株券等に対する 公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ

株式会社C O R E（以下「公開買付者」といいます。）は、2025年7月25日、太平洋工業株式会社（証券コード：7250、株式会社東京証券取引所プライム市場及び株式会社名古屋証券取引所プレミア市場上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び新株予約権を、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2025年7月28日より本公開買付けを開始しておりますが、本日付で公開買付者は、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を変更したこと、エフィッシュモ キャピタル マネージメント ピーティーイー エルティーディー（以下「エフィッシュモ」といいます。）との間で、エフィッシュモが投資権限を有する対象者株式（以下「本不応募合意株式（エフィッシュモ）」といいます。）の全てについて本公開買付けに応募しないものの、本公開買付けの決済の開始日後に対象者の株主を公開買付者のみとするために予定される対象者株式の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）に係る株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において当該株式併合に関連する各議案について賛成する旨を書面で合意（以下「本不応募合意（エフィッシュモ）」といいます。）したこと、及び本不応募合意株式（エフィッシュモ）に係る議決権の数に相当する株式数のみ買付予定数の下限を引き下げる 것을决定したことと共に伴い、2025年7月28日付で提出した公開買付届出書（2025年9月8日付、2025年9月24日付、2025年10月8日付、2025年10月23日付、2025年11月7日付、2025年11月21日付、2025年12月8日付及び2025年12月22日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）の訂正届出書（以下「本訂正届出書」といいます。）を関東財務局長に提出するとともに、それに伴って本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を、本訂正届出書の提出日である2026年1月9日から10営業日を経過した日にあたる2026年1月26日まで延長し、合計119営業日とすることを決定いたしました。

これに伴い、本日、法第27条の8第2項に基づく本訂正届出書を関東財務局長に提出するとともに、2025年7月25日に公表した「太平洋工業株式会社（証券コード：7250）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（2025年9月8日に公表した「太平洋工業株式会社（証券コード：7250）の株券等に対する公開買付けに係る公開買付期間の延長に関するお知らせ」、2025年9月24日に公表した「太平洋工業株式会社（証券コード：7250）の株券等に対する公開買付けに係る公開買付期間の延長に関するお知らせ」、2025年10月8日に公表した「太平洋工業株式会社（証券コード：7250）の株券等に対する公開買付けに係る公開買付期間の延長に関するお知らせ」、2025年10月23日に公表した「太平洋工業株式会社（証券コード：7250）の株券等に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」、2025年11月7日に公表した「太平洋工業株式会社（証券コード：7250）の株券等に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」、2025年11月21日に公表した「太平洋工業株式会社（証券コード：7250）の株券等に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」、2025年12月8日に公表した「太平洋工業株式会社（証券コード：7250）の株券等に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」及び2025年12月22日に公表した「太平洋工業株式会社（証券コード：7250）の株券等に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」により訂正された事項を含みます。）の内容を下記のとおり変更いたしますので、お知らせいたします。

1. 買付条件等の変更の内容

変更箇所には下線を付しております。

(3) 買付け等の期間

(変更前)

2025年7月28日（月曜日）から2026年1月13日（火曜日）まで（110営業日）

(変更後)

2025年7月28日（月曜日）から2026年1月26日（月曜日）まで（119営業日）

(4) 買付け等の価格

(変更前)

普通株式1株につき、金2,919円
本新株予約権1個につき、金1円

(変更後)

普通株式1株につき、金3,036円
本新株予約権1個につき、金1円

(5) 買付予定の株券等の数

(変更前)

| 株券等の種類 | 買付予定数 | 買付予定数の下限 | 買付予定数の上限 |
|--------|-----------------------|-----------------------|----------|
| 普通株式 | <u>55,209,117</u> (株) | <u>35,841,900</u> (株) | — (株) |
| 合計 | <u>55,209,117</u> (株) | <u>35,841,900</u> (株) | — (株) |

(変更後)

| 株券等の種類 | 買付予定数 | 買付予定数の下限 | 買付予定数の上限 |
|--------|-----------------------|-----------------------|----------|
| 普通株式 | <u>44,704,617</u> (株) | <u>25,337,400</u> (株) | — (株) |
| 合計 | <u>44,704,617</u> (株) | <u>25,337,400</u> (株) | — (株) |

(6) 決済の開始日

(変更前)

2026年1月20日（火曜日）

(変更後)

2026年2月2日（月曜日）

2. 買付条件等の変更の理由

公開買付者は、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況や対象者株式に係る市場株価が本公開買付価格（2,919円）を上回って推移している状況を考慮するとともに、投資家の考え得る対象者の株式価値に関して公開買付者が独自に行った試算（以下「本公開買付者試算」といいます。）の結果に照らせば、対象者の株主や投資家の皆様からも更なるご理解を得て本公開買付けを早期に成立させるためには、本公開買付価格を2,919円からさらに引き上げ、対象者の株主の皆様に対してより高い金額での売却機会を提供することの必要性を認識し、さらなる検討を進めておりました。そのような状況において、2025年12月15日に対象者より、本公開買付者試算の内容も考慮の上で、対象者株式に係る市場株価が引き続き本公開買付価格（2,919円）を上回って推移していることから、対象者の株主の皆様により高い価格での売却機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるために、本公開買付価格（2,919円）を見直すよう要望を受けました。その後、公開買付者は、かかる要望について真摯に検討した結果として、2026年1月9日付で、本公開買付価格を、2,919円から3,036円へ引き上げることを決定いたしました。なお、

公開買付者は、本公開買付価格（3,036円）を最終的なものとし、今後、本公開買付価格を変更しないことの決定をしております。

また、公開買付者は、2025年10月17日以降、エフィッシュモ（2026年1月9日時点の投資権限を有する株式数：10,504,500株、所有割合：18.18%）との間で、複数回にわたって中長期的視点での対象者の企業価値の向上及び株主共同の利益の実現を目的とした建設的な対話を進めておりました。かかる対話当初においては、エフィッシュモは、対象者株式の上場維持を前提に長期保有し、大株主として対象者経営陣とともに中長期的視点での企業価値向上を目指していく方針を有していることであり、公開買付者からの対象者を非公開化することを目的とした一連の取引（以下「本取引」といいます。）の成立に向けた協力の要請に応じる意向はないとのことでしたが、上記の対話を経てエフィッシュモから本取引を実施する意義・目的についてもご理解をいただくことができ、結果的にエフィッシュモにとっては例外的な短期間での株式処分となるとしても、本取引の成立に向けて協力することも検討いただけたこととなつたため、公開買付者はエフィッシュモとの間で、本取引の成立に向けた協議を行つて参りました。その結果、2026年1月9日、エフィッシュモとの間で、本不応募合意株式（エフィッシュモ）の全てについて本公開買付けに応募しないものの、本公開買付けが成立した場合には本臨時株主総会において本株式併合に関連する各議案について賛成する旨を書面で合意いたしました。

さらに、公開買付者は、本不応募合意（エフィッシュモ）が成立したことを受け、2026年1月9日付で、本公開買付けにおける買付予定数の下限を、35,841,900株（所有割合：62.02%）から本不応募合意株式（エフィッシュモ）に係る議決権の数（105,045個）に相当する株式数の10,504,500株（所有割合：18.18%）分を控除した25,337,400株（所有割合：43.84%）へ変更することを決定いたしました。

これらに伴い、公開買付者は、本日、本訂正届出書を提出するとともに、それに伴つて公開買付期間を本訂正届出書の提出日である2026年1月9日より起算して10営業日を経過した日にあたる同月26日まで延長し、合計119営業日とすることを決定いたしました。

詳細につきましては、本公開買付けに関する公開買付者が本日提出する本訂正届出書をご参照ください。

以上

・本プレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、本公開買付けに係る売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際には、必ず本公開買付けに係る公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断でなされるようお願いいたします。本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みの勧誘、購入申込みに該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（若しくはその一部）又はその配付の事実が、本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

・本公開買付けは、日本で設立された会社である対象者の普通株式及び新株予約権を対象としています。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されるものであり、これらの手続及び基準は米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) (その後の改正を含みます。以下同じとします。) 第 13 条(e)項又は第 14 条(d)項及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本プレスリリースの中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行ふことが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関係会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

・本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものといたします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものといたします。

・本プレスリリースの記載には、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。) 第 27 A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21E 条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements) が含まれております。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者、対象者又はその関係者 (affiliate) は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された予測等が達成されることを保証するものではありません。本プレスリリースの中の「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。

・公開買付者及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（これらの関係会社を含みます。）は、その通常の業務の範囲の他、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令並びに米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 規則 14e-5(b) 上許容される範囲で、対象者株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けにおける買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行ったファイナンシャル・アドバイザー又は公開買付代理人の英語ウェブサイト（又はその他の公開開示方法）においても開示が行われます。